令和７年　第１１回教育委員会会議録

令和７年１１月２１日（金）

甲州市教育委員会

第１１回教育委員会　会議録

日　時　　令和７年１１月２１日（金）（午後１時３０分から）
場　所　　甲州市民文化会館２階　大会議室

一　出席した委員は次のとおりである。

教育長	小林俊彦	職務代理	加藤幸夫
委員	依田智子	委員	反田千佳
委員	廣瀬文武		

一　欠席した委員は次のとおりである。
（なし）

一　出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清水　修	教育総務課Ｌ	丸田美津恵
教育総務課Ｌ	小林絵美	生涯学習課長	小林好彦
生涯学習課Ｌ	八巻一也	指導主事	金森　淳
指導主事	堀井ますみ	教育総務課Ｌ	内藤智子
事務担当	加賀爪あみ		

一　欠席した者は次のとおりである。
（なし）

一　会議に付された案件は次のとおりである。
日程第１　教育長諸般の報告について
日程第２　報告第６号　甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する告示について
日程第３　報告第７号　甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン見直し検討委員会設置要綱制定について

教育長　　ただいまから、第１１回定例教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は５名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に反田委員を指名いたします。
議事日程に基づき、会議を進めます。

［日程第１］

教育長　　日程第１　教育長諸般の報告を行います。
それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。
本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

［日程第２］

教育長　　日程第２　報告第６号　甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する告示について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　　それでは、お願いいたします。報告第６号　甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する告示について、となります。お手元の資料の一番後ろの方に、規則の概要という部分がございますので、そちらに基づいて説明の方させていただければと思います。
まず、学校給食費につきましては、「学校給食法」に基づきまして保護者の負担とされております。現在におきましては、アメリカの通商政策の影響等によりまして円安傾向が続く中、物価高騰の影響によりまして、学校給食の食材料の価格が上昇し続けております。この単価について、改正をするというのが、この趣旨でございます。
内容でございます。今申し上げた物価高騰の影響によりまして、学校給食の食材料、特にコメとかですね、穀物類の価格が上昇をしているという状況でございます。「学校給食法」におきましては、学校給食に係る食材料費については、保護者の負担ということになっておりまして、この規則において、保護者が負担すべき学校給食費の額を定めているというところでございます。
ただ、本市におきましては子育て世帯の支援ということで、学校給食費については令和３年度から無償化しておりますので、直接保護者の方々にご負担をいただくというものではないということでございます。
学校給食費の見直し額でございますが、消費者物価指数を基準に算定をしてございます。本年８月におけます、前年同月比が７．７％増でありましたので、これをもとに算定をしてございます。小学校におきましては、現行が３１０円でございますので、先ほど得た率を掛け合わせまして、１食間で３３０円に、中学校については現行３７０円でございますので、新たな金額としては４００円ということで、それぞれ定めさせていただければというふうに考えております。
なお、今後の状況でございますが、１２月定例会におきまして、補正予算の方の計上をさせていただいて、可決されましたら、令和８年１月１日から実施いたします給食の単価の方に合わせていきたいというふうに考えているところでございます。
説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長　　それでは、教育総務課長からの説明でございますが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

「なし」の声

よろしいですか。それでは、報告事項でございますので、次に移らせていただきます。

［日程第３］

教育長　日程第３　報告第７号　甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドラインの見直し検討委員会設置要綱制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　では、お願いいたします。報告第７号　甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン見直し検討委員会設置要綱制定について、となります。

本市におきます、学校給食の食物アレルギー対応ガイドラインにつきましては、平成２６年６月に策定をしてございます。ここでちょうど１０年が経過をしたという状況でございます。この間に改定を重ねてまいりました。前回の改定が、令和５年４月でございます。この後２年間におきまして、食物アレルギーを誘発する食品の多様化、あるいはアレルギーを持つ児童・生徒の増加が見られているという状況でございます。この実態に合わせまして、このガイドラインの見直しを行ってまいりたいということでございます。

先ほど、教育長の諸般の報告にもございましたが、１１月１８日の日に既にこのガイドライン見直しの検討委員会の方を行っているところでございます。今後については、そのガイドラインの委員さん方から様々なご意見をいただく中で、本年度末に再度、２回目の検討委員会を行って、そこで新たなガイドラインということで改定を行ってまいりたいと考えております。

新たなガイドラインにつきましては、決まった段階でまた教育委員の皆様方にご紹介をさせていただければというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

教育長　それでは、教育総務課長からの説明でございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

「なし」の声

では、よろしいですか。ありがとうございました。

教育長　本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

次回 第４回臨時教育委員会は、１２月１０日午前９時３０分から、甲州市役所本庁舎２階第一会議室で開催します。

また、第１２回定例教育委員会は、１２月１８日午前９時３０分から、甲州市役所本庁舎２階　第一会議室で開催されます。よろしくお願いいたします。

「はい」の声

これをもちまして令和７年第１１回定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。